

日本産業衛生学会

第66号 2019年4月4日

産業医部会会報

公益社団法人 日本産業衛生学会 産業医部会事務局
〒160-0022
東京都新宿区新宿1-29-8 公衛ビル内
TEL 03-3356-1536
FAX 03-5362-3746
e-mail:sanei.4bukai@nifty.com



巻頭言

『産業医の本領』

産業医科大学 学長 東 敏 昭

産業保健の実践は、医学を含む自然科学だけでなく、人文科学を含む科学的根拠に基づいて行うことが、職業的倫理・価値観の根底になくしてはいけません。あいまいな言葉ですが、これには人間力を磨かなくてはいけません。様々な見方がありますが、例えば電通問題の根本はこの会社の経営者、社員の間力（人間力）の劣化とも言えます。産業医科大学初代学長土屋健三郎先生のいう「産業医は大人の仕事」とは、こうした「子供でもできる会社の仕事」ではないと考えます。

最近の労働安全衛生法の改正で、産業医の勧告権が強化されました。情報の担保と、身分の担保を組み込んだ意義を持つ強化です。一方で、産業医にはこれに応えうるコミュニケーション能力を含む技能と、専門職であることに加え、社会人としての公正な見識を持つことが期待されています。自信と勇気をもって事に当たる人間力が必要です。

私の出会った最良の経営者は、「対応が必要なことは、率直に伝えてほしい、できるか否か、どのように改善するかはご指摘に基づいて経営者としての私が判断しますから、余計な配慮はいらない」と言われた方です。産業医と直接話す機会をもつ経営者は優れた経営者とみて間違いありません。その機会に的確な話ができる素養が産業医にも求められます。

日本の経営者の多くが共感した経営学者のピータードラッカーは、プロフェッショナルの条件は、ノンイデオロギー（思想ではない）、流動性（国境なく活躍できる普遍性）、自律的「コミュニティー」を持つ（相互評価、研鑽、後継者の育成）を満たすことと理解しています。特定の職務を職業（生業）ではなく、何よりもその使命に真摯に取り組む姿勢が求められるとしています。

産業医部会の会員に望まれることは、社会組織の一員として産業医に課せられたプロフェッショナルの独立・自律を自覚し、それを保全することだと思います。他者の思惑に左右されない独立性を全うするには、知識、経験に基づき不断に問題意識をもって事に当たる、技術、経済性、社会的地位に拘泥しない真摯な姿勢を貫けることこそが、先人が拓き、社会が認めた、産業医の本領を守ることだと思います。

社会医学系専門医制度

『社会医学系専門医・指導医 更新に関わるルールについて Q&A集より(第3回)』

産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学
(社会医学系専門医協会 専門医・指導医認定委員会 委員) **大 神 明**

昨年4月から社会医学系専門医協会による社会医学系専門医制度が始まった。本稿では、そのルールについてQ&A集より抜粋して、今回は社会医学系専門医・指導医の更新に必要な社会医学系分野に関連する単位制について情報提供したい。

資格更新に必要な単位は、講習会を受講する講習会単位(K単位)と、学会等への参加など社会医学系分野に関連する学会・団体活動に関する単位(G単位)とがあり、資格取得後あるいは更新後の5年間にそれぞれ10単位ずつ取得することが更新に必須である。

講習の受講(K単位)について

講習の受講については、社会医学系分野に関する最新の知識や技術等の取得を目指し、継続的に能力の向上を図ることを目的とするもので、講習会等の1受講を1単位(クレジット)として、K単位とし、(1) 必須受講項目及び(2) 選択受講項目と合わせ、5年間で10単位以上の取得が必須である。

K単位の単位数については、1コマ1時間～2時間で1単位とする。各学会・団体で主催する講演会等の単位数については、各学会・団体で指定し、各学会・団体のHPで公表することになっている。

今後、社会医学系専門医協会構成の学会・団体から、各学会・団体のHPに社会医学系専門医・指導医の更新で単位取得できる講演会リストと単位数を示される予定である。社会医学系専門医協会ホームページにおいても各学会・団体のホームページとリンクを張り、情報提供していく予定である。

※日本医師会認定産業医の生涯研修の認定単位については、有効期間内の取得単位を上限3単位までK単位として認める。(産業医学研修手帳の該当取得シール添付ページと最後のページに単位取得年月日を記入しコピーを協会指定の第5号様式に貼付して、提出する必要がある。)

『京都プログラムのご紹介』



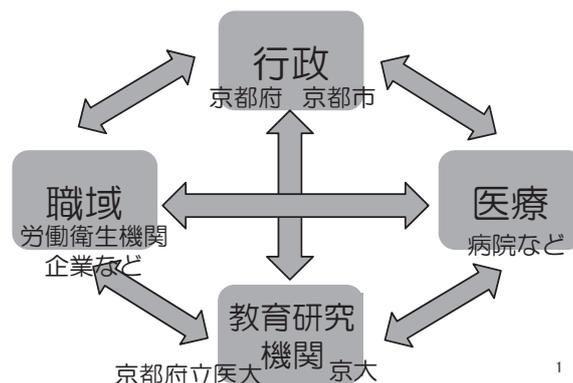
一般財団法人 京都工場保健会 森 口 次 郎

社会医学系専門医研修「京都プログラム」をご紹介します。本プログラムの特徴は下記図のように公衆衛生のネットワーク基盤強化のため、京都府における医療機関以外の関係機関を一通り網羅的に、基幹施設・連携施設に組み込んでいることがあげられます。すなわち、医育機関である京都大学大学院医学研究科と京都府立医科大学大学院、行政機関の京都府と京都市の本庁と保健所、そして労働衛生機関である京都工場保健会が参画しています。

現在、本プログラムの専攻医は56名で、京都大学と京都府立医科大学の社会医学系大学院生、京都工場保健会の産業医など臨床経験を持つ30代の医師が多くなっており、これらの医師に対して、副分野の「行政・地域」と「産業・環境」を学びやすい環境を整備しています。「産業・環境」分野では、京都の有名企業の協力を得て、衛生委員会や職場巡視等の見学など実践的な研修を提供しています。また、「行政・地域」分野では行政が主催する「若年性認知症自立支援」、「子育て支援」などの会議の見学調整を行い、「医療分野」では「災害医療ワークショップ」を開催するなどして、幅広い知識が得られるように工夫しています。

京都府における社会医学系専門医研修のための唯一のプログラムであり、京都府内の社会医学系専門医取得希望医師の多くは迷うことなく本プログラムに登録しているようです。登録した専攻医にとって有意義なプログラムを提供し、このプログラムを通して社会医学全般の基盤の強化に貢献したいと考えています。そのため、2カ月に1回の頻度で研修プログラム管理委員会を開催し、検討を重ねています。2018年度より京都府医師会学術担当理事が委員に参加したことを機に、医師会や府下の有力病院との連携による「医療」分野の研修強化など、さらに充実したプログラムになることを期待しています。

公衆衛生のネットワーク基盤を強化する



第92回 日本産業衛生学会(名古屋) 産業医フォーラムのご案内(第2報)

担当 東海地方会幹事

(東海旅客鉄道株式会社 健康管理センター)

遠 田 和 彦

昨今の働き方改革の一環として、労働安全衛生法の改正がありました。これに関連して産業医・産業保健機能の強化が謳われています。その中でも重要な位置づけとなる「産業医の勧告権」について、私たち産業医は、これを適切に説明することができるのでしょうか。そもそも勧告権とは何かということから、それを行使する産業医は専属と嘱託とでどう違うのか、受ける企業側は産業医に何を期待しているのか、一言で説明することは恐らく不可能でしょう。今回、この「産業医の勧告権」をテーマにして、下記のように、各方面から有識者をお招きしたシンポジウム形式で、講演からディスカッションまで約2時間のプログラムを準備しました。この場で、何か有意義な結論を出したいというよりも、どうあるべきか、どうすべきかなどについて、何かひとつでも共通認識を持ったり、今後の更なる意見交換の呼び水となるような良いディスカッションの機会を持てれば、と考えております。皆様、多数のご参加をお願いいたします。

日 時：2019年5月25日(土) 13時30分～16時00分(予定)

(13時30分から約30分は産業医部会総会、続いて産業医部会フォーラムとなります。)

場 所：名古屋国際会議場

テーマ：産業医の勧告権について

演 者：学術研究者の立場から

堀 江 正 知 産業医科大学 産業保健管理学

企業専属産業医の立場から

伊 藤 正 人 パナソニック健康保険組合 健康管理センター

嘱託産業医の立場から

服 部 真 公益社団 石川勤労者医療協会 城北病院

人事労務管理経験者の立場から

東 泰 弘 富士通株式会社 健康推進本部 健康事業推進統括部

産業衛生学会政策法制度委員会から

森 口 次 郎 一般財団法人 京都工場保健会

座 長：遠 田 和 彦 東海旅客鉄道株式会社 健康管理センター

西 條 泰 明 旭川医科大学 社会医学講座 公衆衛生学・疫学分野

(敬称略)

「第29回 日本産業衛生学会全国協議会のご案内（第2報）」



(東北地方会)

東北大学統括産業医

東北大学大学院医学系研究科産業医学分野教授

黒澤 一

名古屋の日本産業衛生学会が迫ってきて、春を益々感じるこの頃、医部会会員各位には益々ご活躍のことと存じます。今年の日産衛学会全国協議会(第29回)は、2019年9月12日(木)から14日(土)を会期として、仙台国際センターを会場に開催させていただきます。開催まで半年足らずとなりました。準備をしている東北地方会を代表して、一言、ご報告申し上げます。

昨今、労働関係法令の改正など、いわゆる「働き方改革」が推し進められています。これに伴う産業保健分野における変革の予感をもつことは、会員の共通した認識ではないでしょうか。日本医師会の認定産業医が10万人の時代に突入しつつあります。政策や社会情勢の産業医に対する期待は益々大きくなるものと思われまます。

一方、少子高齢化が確実に進行しており、労働力は減少の一途です。働く世代の過重労働を横目にみつつ、高齢者、女性、あるいは、がんなどの疾患をもつ労働者、などの潜在労働力の活用が目が向けられています。そこには、単に追加的な労働力という位置付けのみならず、働く意志の尊重、あるいは働くためのモチベーションの形成、働く人の生きがい、など個人に関わる様々な要素があるはずで、今回の協議会のテーマを「働きたい」を支える産業保健」としました。様々な事情と仕事との両立支援だけでなく、幅広いすべての産業衛生課題に支援の視点が含まれているように思います。

東北新幹線や空港を結ぶアクセス線で便利になった中継拠点である仙台駅に加え、新しく開通した市営地下鉄東西線では会場直結の「国際センター」駅ができました。日本全国各地から、仙台駅を経由して学会会場へのアクセスが格段によくなっています。協議会のポスターは、全国的に活躍の地元在住イラストレーター山本重也氏による仙台の街角のいろいろをインスタグラムの集めたものです。学会の合間の市内の散策の参考にしていただくのもいいかなと思います。恒例の懇親会では、東北の「美味しい」と「旨い」を集め、思い出となるような東北ゆかりのアトラクションもご用意したいと計画しています。

今回の協議会への皆様のご参加が、産業衛生の学術や実践のご発表や学びの場になり、全国の皆様のご交歓の場になりますよう、東北地方会を中心とする関係委員および準備スタッフ一同、一丸となって努力する所存です。秋風のさわやかな杜の都仙台にぜひおいでください。

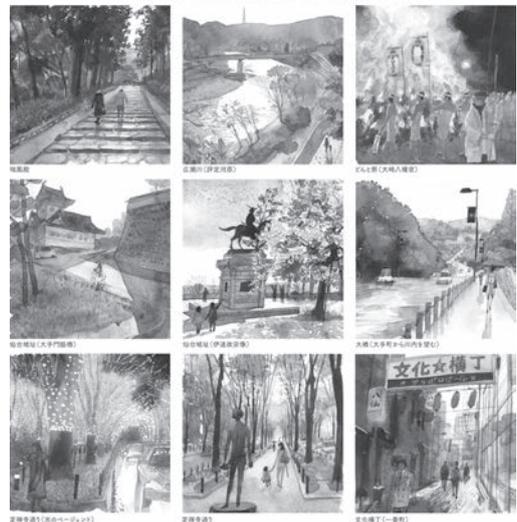
第29回

“働きたい”を支える産業保健

日本産業衛生学会全国協議会

2019年9月12日(木)～9月14日(土) 会場:仙台国際センター

企画運営委員長 黒澤 一(東北大学教授 日本産業衛生学会東北地方会長)
運営実行委員長 菅原 保(医療法人健友会 本間病院院長)
主催 日本産業衛生学会 東北地方会
共催 産業医部会、産業看護部会、産業歯科保健部会、産業衛生技術部会
協賛 宮城県医師会、仙台市医師会、東北大学医師会
後援 宮城県、仙台市、宮城県労働局、宮城県産業保健総合支援センター、東北大学大学院医学系研究科



全国協議会ポスター

第23回 産業医プロフェッショナルコース開催のご報告



山本 健也



浜口 伝博

主催 日本産業衛生学会 産業医部会
後援 一般財団法人 労働衛生会館

実行委員長 山本 健也
企画運営委員長 浜口 伝博

平成31年2月2日(土)～3日(日)の2日間にわたり、MELONDIAあざみ野(横浜市青葉区)にて第23回目の産業医プロフェッショナルコースを開催いたしました。今回は「改正労働安全衛生法で何が変わるのか!」と題して、平成31年4月の「産業保健機能の強化」の施行を見据え、改正の趣旨やそれに伴う企業としての対処のコツを学び、万端の準備を以って法改正を迎えられるように、と企画をいたしました。

初日はまず、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長の神ノ田昌博先生をお迎えし、「改正労働安全衛生法について」と題した講演とグループワークを実施いたしました。冒頭、神ノ田課長の「今回の改正がうまく機能することに対する、産業医への期待は大きい」という叱咤激励を皮切りに、「産業医・産業保健機能の強化」および「治療と職業生活の両立支援」を中心にその目指すところや背景について丁寧に説明をしていただきました。特に今回、講演の途中で「産業医が健康管理担当の取締役(または健康経営CHO)になることについて」「両立支援を実施するために社内の各立場に求められる役割は何か?」というテーマでグループ内ディベートをしてはどうか、との講師の神ノ田課長自らご提案があり、時間が十分にあれば本格的なディベートにしてみたかったほどに、熱気のある意見交換がされていたのが印象的でした。

続いて初日の後半では、山本誠先生(ヤマハ株式会社)から専属産業医の立場から過重労働対策にかかるグッドプラクティスについて、また梶原隆芳先生(梶原産業医事務所)からは、プロフェッショナル嘱託産業医の立場からクライアントの勘所を外さない嘱託産業医活動について、どちらも他所では聞けない卓越した活動内容をご紹介していただきました。

2日目は、「法改正と産業医活動」と題して、三柴丈典先生(近畿大学)より「救済」と「けじめ」への現実的な支援における産業保健機能強化の意義等、今回の法改正を踏まえた産業医活動のポイントをご講演いただきました。そしてここまで2日間の内容を踏まえたうえでの、90分のグループワークを企画しました。2日目のこのグループワークも初の試みで、二つのグループでペアをつくり、相手のグループでディスカッションをしてほしいテーマを作成してお互いにテーマ交換をし、各グループ内ディスカッションの後にお互いにプレゼンをし合う、という方法を採用しました。通常のグループディスカッションよりも多くの意見や課題を共有できるこの取り組みは参加者にも好評で、またそれに続く全体発表では、浜口先生・三柴先生のスーパーバイズでフロア内での意見交換が活発に行われました。

2日間にわたりご参加いただきました諸先生の積極的なご協力により、盛会に終えることができましたこと、実行委員一同感謝申し上げます。



Pコース2日目の集合写真



浜口企画運営委員長 開会挨拶



自己紹介&アイスブレイク 1



自己紹介&アイスブレイク 2



自己紹介&アイスブレイク 3



1日目グループワーク 発表者の打ち合わせ



1日目グループワーク ディベート形式の全体発表風景



1日目コメンテーターの神ノ田労働衛生課長と浜口先生(写真右から)



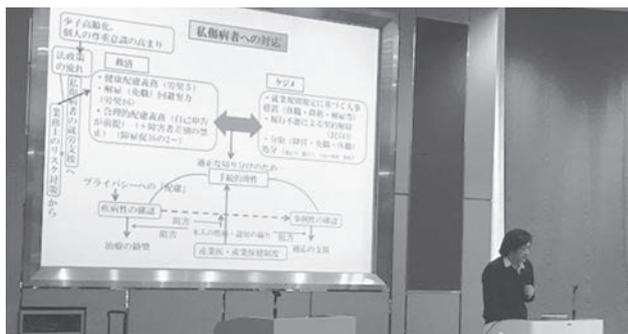
1日目 夜の懇親会風景



懇親会での平野井先生マジックショー 1



懇親会での平野井先生マジックショー 2



2日目 三柴先生講演



2日目グループワーク 各班にファシリテーター(立ち姿)の先生がつく



2日目グループワーク 皆、プレゼンに耳を澄ます



スーパーバイザーの浜口先生と三柴先生(写真右から)

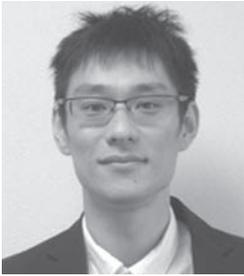


2日目グループワーク 白熱するディスカッション



山本実行委員長 閉会挨拶

『第23回 産業医プロフェッショナルコースに参加して』



(北陸甲信越地方会)

株式会社 福井村田製作所 産業医 清水 一 浩

みなさま、初めまして。私は専属産業医になり、やっと1年が経過したところです。自身の活動を告白して諸先生がたにご助言いただき、今後もお付き合いくださる先生を見つけることを第一の目的に、知識とスキルの獲得を第二の目的に、本コースへ参加しました。

初日一弾目は、厚労省の神ノ田先生でした。働き方改革の背景と目指すもの、産業医機能の強化、治療と職業生活の両立支援を解説されました。産業医機能がこれまで十分に機能していたと評価して機能強化されるのではなく、産業医が業務を遂行しやすくなるよう環境整備されることは、大きな期待と注目を受けることとセットであるというメッセージを感じました。

二弾目は事例紹介で、山本先生から過重労働面談に関する好事例を話されました。面談意見書に上司記入欄を設けることで産業医がフィードバックできるようにすること、健康リスクに応じて過重労働面談の基準を変更することは、私を含め多くの先生の参考になると感じました。後半の梶原先生は、嘱託産業医の戦術と戦略を話されました。施策を企業に実行させるには、法的な根拠を述べるだけではなく、企業文化から琴線に触れる言葉を探し、キーパーソンに伝える必要があることを学びました。

翌日は三柴先生の講演とグループディスカッションでした。法学という必要性を常に感じていながら馴染めない分野でしたが、少し理解が進みました。まず法律論は論理、倫理のみから成らず、道理を加えた三要素から成立しており、「wet」で人間味や多様性、矛盾をも抱えると思われること。このため障害を含む私傷病社員に対して、法は合理的配慮義務や健康配慮義務といった救済を求めるが、他方では履行不能による契約解除というケジメが認められている。その中で産業保健の役割は、救済とケジメを分けるために必要かつ実現可能な支援を行うことであり、人や仕事のマッチングが中核となることが今後進み、文系力の強化がより重要となってくるとのことでした。

ここまでの文章の如く、知識獲得の目的は不十分に終わってしまいました。しかし二日間を通して、多くの先生に交流とご助言をいただき、第一目的は果たせました。運営くださった講師陣の先生方、交流いただいた先生方に深く感謝申し上げます。

『第23回 産業医プロフェッショナルコース参加体験記』



(東北地方会)

株式会社 リコー産業医(東北事業所担当) 菊池 広 大

産業医科大学出身でもない、産業医経験ゼロの私が宮城県で専属産業医をはじめて1年が経ちました。弊社では20人弱の常勤産業医が月に1回集まりミーティングをするので、そこで多くのことを学んで来られたと思います。しかし、さらに新しい知見と精力的に活動する産業医の先生たちとの出会いを求めて、今回はじめて産業医プロフェッショナルコースに参加させていただきました。細かい内容よりもこのコースが如何に素晴らしいかをお伝えできると幸いです。

さて、今回のテーマは『改正労働安全衛生法で、何が変わるのか!』でした。参加する前は産業医の権限が強化されるなど、今後産業医の重要性がますます増大すると嬉しく思っておりました。しかし「今回の改正労働安全衛生法では産業医の真価が問われている」という言葉に気付かされました。過重労働による労働災害の一掃、両立支援、産業医の権限強化など多岐にわたる内容でしたが、しっかり要点をおさえることができ、ディスカッションでは自分の素直な疑問を経験豊かな先生たちに質問することができました。

三柴先生には法律論者の視点からお話いただき、「過去の判例」や「最近の判決の傾向」、「法的解釈」など、難しそうな話をインパクトのある言葉で説明していただき、しっかりと記憶に残るように教えていただきました。

全体を通してグループでのディスカッションがとても多かった印象です。お話を聞くだけならパソコンでもできますが、囑託・専属・経験年数などさまざまな経歴の先生たちとのディスカッションは多くの発見があり、このコースの醍醐味の一つと言えらると思います。

また1日目終了後の懇親会では参加したたくさん先生の先生たちと知り合うことができます。お話する時間はたくさんあるので学会よりも多くの産業医の先生たちと親睦を深めることができたように思います。私は宮城県で産業医をしておりますので、このような全国で活躍されている先生たちとお近づきになる機会はとても貴重なものとなりました。是非、名刺をたくさん持って来ることをおすすめします。またここで話すことで2日目のディスカッションがより活発なものになるのだと思います。

最後になりましたが、大変お忙しい中、非常に貴重な機会をご提供いただき、企画運営委員長の浜口先生をはじめ運営スタッフの先生方に深く御礼申し上げます。

シリーズ 私たち頑張っています！



『新たな職場での産業保健活動を通じて』

(近畿地方会)

パナソニック健康保険組合 健康管理センター 西川 佳枝

この度は寄稿の機会をいただき有難うございます。現在パナソニック健康保険組合に所属し、事業所の産業医をさせていただいています。

これまで先輩の先生方と研究開発職・事務職の方が多い職場を担当しておりましたが、昨年、照明器具やデバイス事業の生産拠点の一つであるパナソニックライティングデバイス(株)高槻健康管理室への職場異動がありました。工場勤務経験のなかった私にとり、交替制勤務や危険有害作業が多い工場での一人勤務は転職と同じくらいの勇気と覚悟が必要でしたが、大変貴重な機会を頂いております。

まず巡視時には白衣ではなく作業服・帽子・保護メガネ・安全靴を着用し安全に工場内へ向かう、初めはそれ自体が慣れない業務でした。構内での災害発生時は、応急処置の後すぐに現場確認、同日昼夜問わず開催される臨時安全衛生委員会への出席、内容によっては翌日・翌々日と本質的な課題解決策を探る、その流れについて行くだけで大変ですが、安全意識の高い風土とその重要性を肌で感じる日々です。赴任し2ヶ月が過ぎた頃、工場近辺を震源地とするM6.1の大阪府北部地震が起きました。古い大型設備が多い現場にとって大変な打撃でしたが、従業員の方々同士の家族のような繋がりにより、無事に早期に復旧できたことは驚きでした。

ただその団結力は、喫煙仲間という形でも発揮され、工場ならではの高い喫煙率は大きな課題です。受動喫煙の講話をしても、何処となくこれまでにない重い空気を感じることもあります。社会の法改正の動きやパナソニック全社的な禁煙活動、経営幹部の方々の理解といった様々な助けを頂きながら、一歩ずつ建屋内禁煙に向けて会社・労働組合・健保で活動を進めています。産業医として自身で勉強すべき課題は山積みですが、本質的な健康支援を目指し努力していく所存です。

プライベートでは家事の苦手な2児の母です。自身にとり変化の大きいこの1年は、子供の虫垂炎による急な入院や手術、学校のPTA役員の仕事も重なり、公私ともに慌ただしい年でもありました。様々な立場を経験させて頂きながら今仕事を続けられているのは、家族や周囲の方々、融通を利かせてもらえる保育園や学童、何より時短勤務をご配慮頂ける職場や、様々な場面でご支援下さる先生方や友人あってこそこの事で、感謝に堪えません。今後とも引き続きご指導ご鞭撻の程、宜しく願い申し上げます。



職場の皆さんと(筆者; 前列左から3番目)



『私たち頑張っています!』

(九州地方会)

三井化学(株) 大牟田工場 健康管理室 産業医 横田 直行

三井化学(株) 大牟田工場で産業医をしております、横田と申します。

この4月で医師として12年目、産業医としては節目の10年目を迎えます。当社に就職してからは8年目となり(前半の4年間は岩国大竹工場に勤務していましたが)色々と出来ることやれること、やりたいことが分かってきて、楽しくやりがいのある毎日を過ごしています。当社における産業医の役割は一般のものちょっと変わっていて、産業医そのものの立場に加えて、部署を取りまとめる‘室長’の役割があります。具体的には、年間計画の立案や経費予算の作成、室員への業務の割り振りと進捗管理、業績評価など多岐にわたります。また当室は工場全体の健康管理を司る部門ですので、当室の運営のみならず、工場全体に関わる労働衛生施策の決定などにも主体的に関わります。特に、工場全体としての課題を日々の業務や健康診断の結果などから探っていき、その解決策を考え、工場幹部に諮り、他の健康管理室員と協力して対策を実行に移す、この一連の作業は試行錯誤の連続ですが、だからこそ非常にやりがいを感じます。またそれと並行して、室員にとっても自身の能力を発揮しやりがいを感じてもらえるように、仕事を割り振り指導していくことは、私自身の成長にもつながるように感じ、何事にも得難い経験をさせていただいていると思っています。

それと副次的ではありますが、業務の成果を学会で発表することを意識するようになりました。というのも、前述のように何らかの労働衛生施策を工場として行うのですが、ただ漠然とやるのでは結果が出たのか良く分からない、ということになりがちです。そこで計画の当初から学会発表を意識すると、事前のアンケートをしっかりと準備して事後と比較するなど、施策の良し悪しや改善点が見えるようになってきました。そこまで見えれば折角なので学会用にまとめてみようというのが自然に出来るようになってきました。私はこれまで学会発表は専門医を受けるための1本のみでしたので、大きな進歩と思えます。

このように日頃の業務を通じて「日々進歩」(初期研修でお世話になった先生からいただいた言葉です)することが実感できおり、自分でも非常に恵まれているなあと思います。ただこれは私の力ではなく、これまで私と関わり導いてくれたり道を示してくれた、先生方や社員の方々のおかげと思い、その恩返しのためにもこれからも頑張っていきたいです。



休日も頑張っています!

シリーズ はじめまして！



『はじめまして』

(東海地方会)

株式会社 なごや産業医事務所 代表取締役 新井 孝典

はじめまして。東海地区を中心に独立産業医として活動しています、新井孝典(あらいこうすけ)と申します。

平成12年に愛知医科大学を卒業後、10年以上循環器内科医に従事しており、大学人事により縁があり、トヨタ自動車系全国販売ディーラーの最大手であるAT(愛知トヨタ)グループの専属産業医として勤務しておりました。

循環器内科医時代から、心筋梗塞、高血圧、脂質異常症や糖尿病などを診てきて、「会社の健診結果があんなに悪いのに、何も手立てを打たないのだろうか？」と疑問があり、予防医療への関心が高まっていました。専属産業医という任を得て、予防医療の最前線に携わることができるようになり、産業医の仕事のやりがいを感じていました。また、高校時代に弁護士になろうと考えていた時期もあり、産業医が様々な法律との関わりもあることから、産業医を始めて自分への適性を勝手に自覚し始めていたのです。そんな時、三柴丈典近畿大学法学部教授の「産業医は理系の医師が、法律と経営という文系のアートを身に付けること」という言葉を聞いて、自分の中でストーンと腑に落とすことができたのは、今でもハッキリと覚えています。

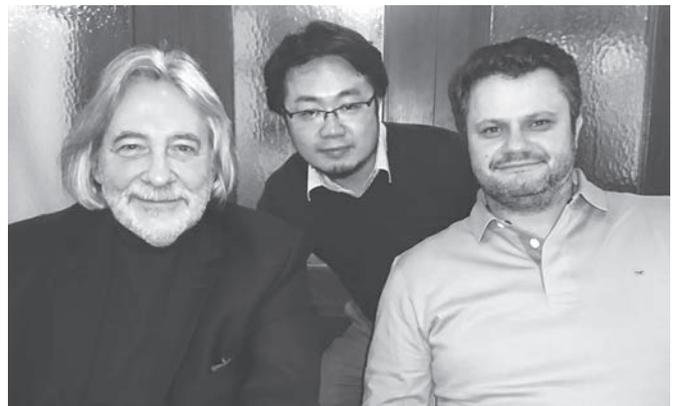
私が、独立産業医として一步を踏み出そうとしたときに、良きアドバイザーとして助言していただいたのは大学の先輩でもある山田琢之先生です。また、労働衛生コンサルタント試験の時には、若き産業医大出身の先生達の勉強会に参加させてもらうなど、多くのサポートを得て現在に至ります。

自動車産業が中心の地盤であるため自然と製造業がクライアントの中心になりますが、他にもIT情報、小売り、学校法人、製薬会社、物流など多岐にわたる分野を請け負っており、日々様々な経験をさせてもらっています。

業種が違えば、価値観も違いますし、産業保健の重心が変わってきます。製造業は労災やヒヤリ・ハットなどが、IT情報系は過重労働、メンタル対策が安全衛生委員会での議題の中心となります。様々なクライアントに対応すべく、日々今後も研鑽を積んでいこうと思います。

最後に、私はいろんなご縁から発達障害の方と接する機会を得て、勉強をさせていただきました。今は大人の発達障害と就労が、私のワイフワークとなっています。

これからも、頑張っていきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。



写真はフランスの有名ショコラティエの二人で、真ん中が私です。左がMichel Belin、右がルレ・デセール(1981年にフランスで作られた世界のトップ・パティシエ・ショコラティエで構成される団体)会長のVincent Guerlais。フランスでの産業医の地位はかなり高く、お二人にフランスで仕事をするように誘われましたが、丁重にお断りしました。笑
職場での労働災害を聞いたところ、「職場では“砂糖”粉塵による、虫歯で悩まされている」と予想外の答えが返ってきました。



『はじめまして!』

(北陸甲信越地方会)

セイコーエプソン株式会社 柴 瑛 介

2018年4月からセイコーエプソン株式会社広丘事業所の専属産業医として赴任致しました、柴 瑛 介と申します。

平成23年に産業医科大学を卒業後、長野県諏訪赤十字病院での初期研修を経て、産業医科大学病院の病理診断科で勤務しておりました。

広丘事業所は私の出身地でもある長野県にあります。今回、久々に地元に戻って参りましたが、まず何よりも、空気が澄んでいて、空が青く、緑鮮やかな山々が連なっている田舎の景観に心安らぎ、大変嬉しく感じています。また、Jリーグのサッカーチーム、松本山雅FCの本拠地の近くでもあり、週末にスタジアムまで足を運ぶのが最高の気分転換となっております。エプソンが同チームのメインスポンサーであることもあり、健康管理室のメンバーとともに、楽しみながら応援しています。

専門分野は腫瘍病理で、特に骨軟部腫瘍に力をいれてきました。病理医×産業医という、なかなか異色のキャリアかと思いますが、病気の恐ろしさやその終末像について、常日頃から身近に感じてきた経験を踏まえ、独自の視点で産業保健に活かしていきたいと考えております。

産業保健の業務をする中で、“話をする能力”の重要性を常々感じています。産業医自身が直接的な取り組みを行える状況は案外多くなく、保健指導であれば対象者が、職場改善であれば職場のメンバーや事業者が、実際に動いてくれないと上手くいかないように思います。いかに納得して頂けるように話をできるか、モチベーターとして振る舞うことが重要だと実感しています。患者さんとほとんど話をしない病理医の業務とのギャップに悩むことも多々ありますが、産業保健にさらに適応していけるよう、日々精進して参りたいと思います。

産業医として従事させていただく上で、産業医部会に所属されていらっしゃる諸先生方には、様々な場面で大変お世話になるかと思っておりますので、何卒ご指導の程よろしくお願い申し上げます。



松本山雅がJ1昇格を決めた日



『はじめまして』

(近畿地方会)

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター 土山真司

はじめまして。パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター(以下、科学センター) 所属の土山真司と申します。神戸大学卒業、市中病院で初期臨床研修のあと出身大学の皮膚科医局で2年間勤務し、2017年4月パナソニック健康保険組合に入職しました。卒業後しばらくは病院での仕事でしたが、もともと産業医学分野に興味があり研修医の時に認定産業医の資格を取得しました。現在、事業場の産業医業務を週1-2回、それ以外の週3-4日は科学センターの出張特殊健診業務を行っております。

科学センターでは看護職による詳細な問診、科学センターで実施している環境測定の結果、パナソニック基準による生物学的モニタリングなどの情報をもとに総合的に特殊健診に関わる問題を考察することができます。各事業場での特殊健診終了後には職場責任者や人事の方々との巡視・報告会があり、様々な質問や意見を頂くことが自身の知識向上の一助となっています。産業医業務の中でも特殊健診関連のことは当初特になじみがなかったため理解が困難なことも多くありましたが、上司の先生方や出張を共にする看護職の皆様によくして頂き、科学センターでの2年間を経て少しずつ分かることも出てきたように思います。

宿泊出張が多く、勤務終了後にはご当地のものを味わったり近くに温泉やフィットネスがあれば適宜羽を伸ばしたりして息抜きしております。色々な製造工場に健診に行くので様々な工程での状況を確認できるのも魅力です。

プライベートでは音楽が趣味で、幼い頃から楽器を習っておりました。大学では軽音楽部に所属していたのですが、偶然にもパナソニック健保所長や科学センター所長、先にパナソニック健保に入社していた私の友人も元軽音所属で、勝手ながらご縁を感じます。最近音楽活動はできていませんが、機会があれば再開したいと考えています。

若輩者ではございますが、今後もしもご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



軽音部OBライブ。筆者は左端

地方会からの報告

『北陸甲信越地方会産業医部会共催合同セミナー参加体験記』



(北陸甲信越地方会)

北陸甲信越地方会新潟県常任理事

北陸甲信越地方会産業医部会運営委員

中平 浩人

第61回日本産業衛生学会北陸甲信越地方会総会(学会長 安田健二先生(石川県医師会長))が、平成30年10月21日に金沢市で開催されました。地方会長 野見山哲生先生(信州大)並びに第61回総会事務局長 石崎昌夫先生(金沢医科大)のご尽力により、一般口演、特別講演及びシンポジウムを通じて、様々な方面で活躍中の専門職の方々のご発表などで盛会となりました。

地方会産業医部会では運営委員会が中心となり、平成26年度から総会時に機会をいただき「産業医部会共催企画」を設け、地方会内外に産業医部会をアピールしています。第61回総会では、前日と当日に以下の2つの共催企画が行われました。

○合同セミナー「ストレスチェックを利用した職場改善を進めるために」

平成30年10月20日(土) 石川県文教会館

○シンポジウム「高齢労働者のウェルビーイングを考える」

平成30年10月21日(日) 金沢商工会議所



本稿では、合同セミナー参加体験をご報告します。石川県運営委員の田畑正司先生と総会事務局が中心に企画された、ストレスチェックを活用した職場改善が進まない要因及びその解決策を検討するセミナーがワークショップ形式で行われました。参加者は16名でしたが、石川、福井、富山、長野並びに新潟の5県からと、産業医10名、産業看護職5名、衛生管理者1名という多地域・多職種の参加となりました。

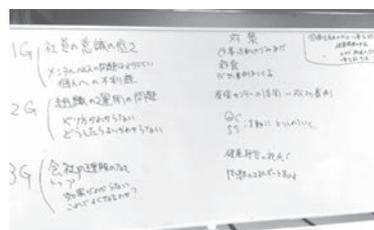
まず、3グループに分かれ問題要因を議論し、3つずつ抽出しました。次に、計9要因を全体で上位の3要因にまとめました。その結果、

要因① 組織の運用の問題として職場改善のやり方がよくわからない

要因② 会社、会社トップの理解がない

要因③ 社員の意識が低い

が挙げられました。



続いて、これらの要因が一つずつ各グループに割り当てられ、解決策を議論しました。その結果、各要因に対する解決策が以下のように提案されました。

解決策① 産業保健総合支援センターを利用する・成功事例の紹介・QCや5S等の既に行われている活動に組み込む

解決策② 健康経営の視点から攻める・内部から改善を行うというエネルギーを高める

解決策③ 改善活動の積み上げ・教育・成功事例をつくる

昼の間でのセミナーはいつしか熱気に溢れ、参加者はそれぞれの地域に貴重な解決策を持ち帰ることができました。大変有意義なセミナーを開催していただき、関係された方々に深謝いたします。

『平成30年度日本産業衛生学会北海道地方会 開催報告』



(北海道地方会)

札幌市産業医協議会 会長 佐藤 修 二

11月10日(土)、札幌市内にて今年度の北海道地方会を開催し、産業医部会員をはじめ92名の参加を得ました。

「働き方改革」が国政の方針とされるなかで、日本における労働時間法制変遷の歴史と今後の産業医制度について研修と討議を行いました。

午前中は、一般演題5題に続いて、教育講演として旭川大学保健福祉学部教授の増田幹司先生より「労働時間法制を考える」と題した講演を戴きました。戦後の昭和22年に労働基準法成立されてから現在まで、労働時間をめぐる法制度が時代とともにどのように変遷したか、業種別にどのように規制緩和がされたか、特に平成に入ってから法定時間外労働と女子保護規定がどのように緩和されていったのか、今後の予測も含めてわかりやすく解説していただきました。

午後は地方会総会に続き、「産業医制度の現状と今後を考える」をテーマとしたシンポジウムを開きました。基調講演には演者に産業医科大学産業衛生学教授の浜口伝博先生をお招きしました。産業医制度が昭和47年にスタートしてすでに46年、特に平成8年に労働安全衛生法が改正されてから産業医の役割が大きくなり、労働者の健康管理だけでなく労働時間管理やメンタルヘルスへの対応など多岐にわたるようになり、さらに来年度からは事業者への勧告権限の強化など、益々その役割と責任は重大になっている。この20年間で産業医が9万人を超え、欧米と比べて10倍以上に増加している一方で過労死、過労自殺がいっこうに減らないのはどうしてか、一部の臨床系学会では〇〇科産業医という「名称独占」による産業医制度を歪めるような動きも見られる、これで良いのかという問題提起がされました。これを受け、札幌駅前クリニックの精神科医横山太範先生、株式会社丹波屋総務部長の河路雅人先生、帯広厚生病院産業保健師の太田由紀先生、北海道労働保健管理協会の原俊之先生からそれぞれの職場等での産業保健活動について報告が行われました。異なるフィールドでの活動の現状報告や活発な議論を通じて、今後の産業保健活動がどうなるのか、どのように向かうべきなのか、大いに考えさせられるシンポジウムとなりました。



『第62回中国四国合同産業衛生学会産業医部会研修会(島根)参加体験記』



(中国地方会)

宇部興産株式会社
総務・人事室 健康管理センター 塩田直樹
統括産業医

学会長の下、島根県松江市の松江テラサにて、平成30年11月17日(土)・18日(日)に開催され、11月17日(土)の産業医部会研修会に参加しましたのでご報告致します。

研修会は2部構成で開催され、前半は「メタボリック症候群と生活習慣」のテーマで徳島大学大学院医歯薬学研究部社会医学系予防医学分野 有澤孝吉教授からJ-MICC STUDY(徳島地区)を題材に、関連する生活習慣を明らかにするための食パターン毎の解析手法や解析の結果得られた知見を中心に御講演頂きました。なかでも、血中ダイオキシン類濃度とメタボリックシンドロームの有病率に関する解析や、最近話題となっている低炭水化物食と死亡率についての解析については、小職自身初めて聞く話だったのでとても参考になりました。後半は「メンタルヘルスケア一次予防のための「勇気づけの職場づくり」」のテーマで有限会社ヒューマン・ギルド カウンセラー、日本心理学会認定心理士 永藤かおる先生からアドラー心理学を題材に、メンタルヘルス不調を未然に防ぎ、活力あふれた職場づくりをする為に必要なメンタルヘルスの基礎知識および「勇気づけ」の理論と技法をグループワークも交えつつ御講演頂きました。「悲観主義は気分属し、楽観主義は意志属す」、「聞き上手になる為の3つのヒント」、「ヨイ出し・ダメ出し」、「天使のささやき・悪魔のささやき」等々、現場で実践する際のヒントを数多く経験させて頂く事が出来ました。

最後に、今回の研修会内容とは直接関係のない話にはなりますが、翌日に家族行事を控えていたことが理由でネット検索をした結果、何とか日帰りで行ける事が解り、山口県宇部市の片田舎から在来線と新幹線乗り継ぎ、高速バスを活用して松江市に日帰り参加させて頂きました。検索サイトやSNS等の発達により、以前に比べると比較的楽に多くの情報が手に入る時代にはなりましたが、学会会場に足を運ぶ事でしか得られない現場感は依然と変わりなく存在していると思います。学会長挨拶の一節を引用させて頂きますが、出雲大社に毎年全国の神々が集まり神在祭が行われているが如く、現場で働く産業保健の専門家がそれぞれのブロックで集まり、地域の課題や未来の産業保健を語り合う場を持つ事は非常に大切な事だと感じました。中四国ブロックの皆さん、学会会場で会えると幸せです!!



会場風景

『関東産業医部会産業医研修会の参加体験記』



(関東地方会)

三井住友銀行

東京健康サポートセンター東京診療所副所長

井上 ゆか子

2019年1月19日に「働き方改革への対応」をテーマとした研修会に参加しましたのでご報告致します。

初めに治療と仕事の両立支援について、厚生労働省労働基準局安全衛生部 労働衛生課 堤俊太郎先生が講演されました。がんの5年生存率も上がり、就業希望者も多い一方で、周囲に迷惑をかける、治療のために休めない等の理由で離職せざるを得ないのが現状です。がん診療連携拠点病院で就労専門家の配置やハローワークと連携できているのは38%に留まり、企業にとっても貴重な人材の喪失を防ぐことが急務です。がんやそれ以外の疾病を抱えていても生きがいを持って活躍できる社会の実現には、主治医、企業・産業医や両立支援コーディネーターによるトライアングル型支援が必要で、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に関する解説して下さいました。

次に、第1協同法律事務所の峰隆之先生は働き方改革で産業医が知っておくべくこと、ヒューマンテック経営研究所の島麻衣子先生は高度プロフェッショナル制度(高プロ)について講演されました。労働基準法の改正(労働時間の上限規制、フレックスタイム制の見直し、高プロなど)、労働安全衛生法の改正(労働時間の把握義務化など)により、1月100時間以上の時間外勤務は認められなくなります。ただし、建設業や医師等への適用には5年の猶予があり、新商品の開発等に携わる業務では100時間以上の時間外勤務も認められるなど別途対応が必要です。高プロは、労働時間でなく専門的な仕事の成果に対して賃金を払う新制度で対象業務が限られますが、やはり過重労働は予防して、自律的な働きができるかが鍵のようです。長時間労働の面接指導は一般労働者、新商品の開発等の業務、高プロと3種になり、産業医はそれぞれの基準を把握したうえで、独立性、中立性を持って面接を実施しなくてはなりません。事業者は産業医と連携強化し、その役割を周知することが大切です。

最後に過重労働と過労死等対策について、労働安全衛生総合研究所 吉川 徹先生が講演されました。労災請求は脳、心疾患は年間約800件、精神障害は約1500件、支給決定はそれぞれ3割程度で、精神障害は年々増加傾向です。働き方改革で労働時間による負荷の軽減は期待されますが、精神障害・自殺者を予防するには暴言、暴力やいじめの抑止、ハラスメント研修、業種別の職場環境改善も今後重要です。

今回の法改正の内容、産業医の役割を先生方の講演を通じて理解できたことを、心より感謝申し上げます。

『九州地方会産業医部会研修会 参加体験記』



(九州地方会)

九州産業医部会幹事
ダイハツ九州株式会社 産業医 垣内紀亮

平成31年2月2日(土)、博多バスターミナル9階大ホールにて、九州地方会産業医部会と産業医学推進研究会の共催により、産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学研究室教授であられる森晃爾先生による講演「健康経営の経緯と現状」が開催された(参加者総数69名)。

日本では、健康経営に関する評価が広がり、健康経営銘柄・健康経営優良法人に合わせて2018年には1800もの企業が認定を受け、また、自治体の健康経営顕彰に関する取り組みも広がりを見せている。また、最近の就職活動に関するデータでは、学生は就職先企業を選択するにあたり「健康」についても取り組んでいるかという点も重視するようになってきているため、産業保健スタッフも健康経営について熟知する必要があるということで企画された。

講演では、健康経営のキーワード(コラボヘルス、PDCA、Presenteeism)の基礎から最新の研究動向及び今後の課題まで、幅広い話題についてお話しいただいた。その中でも特に印象深かった点は以下4つである。

- ・従来の健康管理は「コスト」と捉えていたものが、健康に「投資」をして生産性を上げようというパラダイムシフトが起きた。もはや「日本のために、健康経営をしていかないと恥ずかしい」という世の中にしていくべき
- ・健康経営実践企業には「理念・方針」「体制・システム」「プログラム」が必要で、行政は政策として走る方向と本来の目的の方向がずれてはいけない、同じ方向を向くことが大事
- ・Presenteeism測定予測ツールを使用することで従来の健康診断、ストレスチェックと組み合わせて、例えば、WFun(産業医科大学版労働障害調査票)等を用い、一人ひとりにあった対策を立てることや、ハイリスクアプローチにつなげ、健康管理の幅が広がる
- ・健康経営は「社会」の要請から始まったものであるが、企業にとっても、働く人にとってもそれぞれのSustainabilityを通して、社会のSustainabilityの向上に貢献できる

全体を通して、健康経営について幅広く学ぶ貴重な時間となった。健康経営は少子高齢社会である日本社会を成り立たせるための方策である。産業保健スタッフも、健康経営を産業保健活動の柱の一つとして、健康文化の醸成を図り健康について考える社員および企業へ導いていくことが重要であると考えさせられた。



部 会 員 か ら の お 知 ら せ コ ー ナ ー



『遠隔産業衛生研究会へのお誘い』

合同会社 DB-Seed 代表
文京白山労働衛生コンサルタント産業医事務所 神田橋 宏治
遠隔産業衛生研究会代表世話人

日本の産業保健は長足の進歩を遂げているとはいえ、まだ解決されていない問題がいくつか残っております。その中の一つが地方に点在する小規模事業所の問題です。例え本社に産業医が選任されていたとしても小規模事業所に対しては巡視、従業員の面談・指導等が十分には行き届かないのが現状です。一方臨床においては内閣府の方針としてオンライン診療(遠隔診療)がここ2年で急速に広まっています。より効果的なオンライン診療や受診勧奨、医療相談を推進するために指針の改定が毎年行われています。

我々産業保健の世界においても同様に遠隔システムは用いられていますが、その安全性や有効性については担保されておらず議論を深めていこうという機運もありません。また法定面談等についてやや厳しすぎるともとらえられる条件があり、効率的な産業衛生の推進の障害になっている可能性があるのではないかということも感じておられる先生方も多いと思います。さらに視点を広げると、オンライン・遠隔技術は面談のみならず、3管理1教育等に関しても広く使える可能性があることに気づかされます。

これらの点に関して、医学的な整理や調査研究、政策提言にもつなげることを視野に入れながら2019年1月1日、遠隔産業衛生研究会を任意団体として立ち上げました(世話人/石澤哲郎、梶木繁之、神田橋宏治、櫻木園子、種市摂子、武藤 剛、守田祐作 顧問/大神 明、堤 明純、橋本晴男、松平 浩、吉村健佑 50音順)。3月までに4回の会合を開き、医学的な問題点のほかに、法的な問題点、社会的な問題点などクリアするべきことが多くあることがわかってきました。広大な分野ですので一步一步進めていきたいと思っております。最終目的は遠隔機器を用いた産業保健活動の発展と社会への貢献可能性を検討し、全ての労働者に対する産業衛生サービスの普及を目指すことです。現在会員数約100人で、産業衛生学会内の研究会入りを目指しております。是非産業医部会の皆様にも参加いただきご意見伺いたいと思っております

連絡先神田橋宏治 kandabashi4649@hotmail.com

入会フォーム <https://goo.gl/forms/ojhxDMVUudptv6o13>

フェイスブックページ <https://www.facebook.com/groups/341047276731102/>

産業医部会、各地方会 行事開催予定一覧(2019年5月～2019年9月)

開催年月	産業医部会	地方会	名称	日時・開催地
2019年 5月	2019年度 第1回幹事会			2019年5月23日(木)13:30-16:30 第92回日本産業衛生学会 名古屋国際会議場 第12会場(名古屋市)
	第92回 日本産業衛生学会 産業医フォーラム			2019年5月25日(土)13:30-16:00 (13:30-総会、総会終了次第開始) 第92回日本産業衛生学会 名古屋国際会議場 第3会場(名古屋市)
	社会医学系専門医制度関連		社会医学系専門医のための講習会 (日本産業衛生学会担当分 基本プログラム講習会)	2019年5月22日(水)10:00-14:30 第92回日本産業衛生学会 名古屋国際会議場 第10会場(名古屋市)
			社会医学系専門医指導者講習会	2019年5月24日(金)13:30-14:30 第92回日本産業衛生学会 名古屋国際会議場 第11会場(名古屋市)
	産業衛生専門医制度関連		産業衛生専門医指導医講習会 (指導医マニュアル内容解説)	2019年5月24日(金)15:00-16:00 第92回日本産業衛生学会 名古屋国際会議場 第11会場(名古屋市)
			産業衛生専門医制度説明会	2019年5月25日(土)13:30-14:30 第92回日本産業衛生学会 名古屋国際会議場 第9会場(名古屋市)
6月				
7月		東北地方会	東北地方会第23回 産業医協議会	7月27日(土)15:10-16:40 岩手教育会館(盛岡市)
8月	会報 第67号(2019年8月号)発行予定			
	専門医制度関連		日本産業衛生学会 専門医試験	2019年8月24日(土)～25日(日) オンワード総合研究所
9月	2019年度 第2回幹事会			
	第28回日本産業衛生学会 全国協議会			2019年9月12日(木)～9月14日(土) 仙台国際センター
	第29回日本産業衛生学会 全国協議会 産業医部会自由集会			
		近畿 地方会	近畿産業医部会 産業医研修会	2019年9月28日(土) 第24回近畿産業医部会研修会 エルおおさか

内容等	その他
<p>座長：遠田和彦先生(東海地方会産業医部会幹事) 西條泰明先生(北海道地方会産業医部会幹事) テーマ：「産業医の勧告権について」 基調講演：働き方改革関連法に基づく新たな産業医の職務 堀江正知先生(産業医科大学) パネリスト：①産業医の勧告権強化についての考察 伊藤正人先生(パナソニック健康保険組合) ②嘱託産業医にとって医師意見、指導と勧告 服部真先生(石川勤労者医療協会 城北病院) ③企業人事労務管理者の立場から 東康弘先生(富士通) ④産業医の権限強化に関する政策法制度委員会の検討結果について (指定発言) 森口次郎先生(京都工場保健会)</p>	<p>主催：日本産業衛生学会産業医部会</p>
<p>社会医学系専門医制度基本必須プログラム 「医療倫理」「感染対策」「医療安全」</p>	<p>受講申し込み:専門医制度委員会及び社会医学系専門医制度 HP にて 4 月よりご案内いたします。</p>
<p>更新条件について(仮)</p>	
	<p>問合せ先：日本産業衛生学会専門医制度事務局 Eメール:sanei-senmoni@mbox.med.uoeh-u.ac.jp</p>
<p>テーマ(仮):女性医師、女性労働者の働き方 演者：野村恭子先生(秋田大学) 堀愛先生(筑波大学)</p>	<p>第 78 回日本産業衛生学会東北地方会 7 月 26 日(金)～27 日(土) 学会長 坂田清美(岩手医科大学)</p>
	<p>・受験申請書類配布について・・・4 月 1 日～ ※メールで事務局までお問合せください。 ・資格審査受験申込受付期間・・・・・・・・・・・・ 5 月 1 日～5 月 31 日 *厳守(消印有効) ⇒申請用紙(様式第 1 号、3 号、4 号)研修手帳、その他必要書類を提出して下さい ・委員会の承認・・・7 月上旬～中旬 ・受験資格審査結果と試験実施要領を本人へ通知 ・・・7 月末日まで ・資格認定試験の合格発表・・・・・・・・・・・・ 8 月 31 日(金)まで 問合せ先 sanei-senmoni@mbox.med.uoeh-u.ac.jp</p>
<p>メインテーマ：「働きたい」を支える産業保健」</p>	
<p>テーマ(仮)産業医が知っておきたい復職支援のポイント 演者：立石清一郎先生(産業医科大学) 彌富美奈子先生(株)SUMCO 小森陽子先生(株)明電舎</p>	
<p>メインテーマ：「両立支援に関する話題(仮)」 実行委員長:坂田晃一先生(川崎重工業) 第 1 部 基調講演:立石清一郎先生(産業医科大学両立支援科診療科長) 第 2 部 シンポジウム(未確定)</p>	

産業医部会活動費納入のお願い

日頃は、日本産業衛生学会産業医部会の活動に、ご理解・ご支援を賜り、誠にありがとうございます。皆様のおかげをもちまして、2019年1月時点で、部会員数が1500名を超えました。ご存知のように、働き方改革関連法の成立に伴い、労働安全衛生法が改正され、産業医および産業保健機能の強化が打ち出されました。社会的役割がますます増大する中、それに応えるべく、産業医にとって専門性を高めることが、大きな課題です。産業医部会では、全国協議会の開催や各種の企画を通して、あるいは学会内の専門医制度委員会と連携して、産業医の専門性向上へ貢献していきたいと考えています。

産業医部会の活動は、学会本部からの助成金と、皆様方から納めていただいた活動費によってまかなわれています。活動費納入依頼が届きましたら、お振込、よろしく申し上げます。活動につきましては、部会員の皆様方からのご意見を反映したいと考えています。各地方会選出の幹事へご要望を伝えていただければ、幹事会で議論し、活動に反映させていただきます。今後も『入っていて良かった産業医部会』を目指して活動していく所存です。ますますのご指導・ご鞭撻、よろしくお願い致します。

2019年3月

部会長 齊藤政彦

編集委員会よりお知らせ

- (1) 部会報のホームページ掲載時期につきまして <http://www.on-top.net/ibukai/kaiho.html>
第63号(2018年4月発行)より、次号発行の約1か月前とさせていただきます。4月発行→7月末、8月発行→11月末、12月発行→3月末に掲載します。
- (2) 部会員からのお知らせコーナー、ご活用ください
学会や研究会など部会員の関わる行事の告知や著書紹介など、情報の周知を目的としたコーナーです。掲載ご希望の方は、事務局宛てに原稿(字数400字程度+写真1枚)をメールでお送りください。なお掲載に関しては、医部会の活動目的に照らし編集委員会にて審議のうえ決定させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。
- (3) 自由投稿を歓迎します
部会報は部会員の交流の場です。編集委員会の方針として、より多くの先生方の産業医活動やご意見などを紹介したいと考えています。字数1,000字程度にまとめ、事務局宛てメールにて、ご送付ください。
- (4) 部会報について、ご意見をお待ちしています
皆さまのご期待に沿えるよう、より一層誌面の充実に努めてまいります。部会報について、ご意見や企画案など、是非、事務局までお知らせください。よろしくお願い申し上げます。
【事務局連絡先】 (公社) 日本産業衛生学会 産業医部会事務局
Eメール: sanei.4bukai@nifty.com TEL: 03-3358-4001 FAX: 03-3358-4002

編集後記

今年度4月より「働き方改革関連法」が順次施行されます。労働安全衛生法も改正され産業医の権限が強化されるとともにこれまで以上に産業医の質も問われる時代となってきました。一方、医師の働き方改革は、医師不足や偏在の対策と併せて進めることが必要であり、これは産業医の分野でも同様です。医部会報はプロフェッショナル産業医としてのスキルアップのための情報や日本全国で研鑽を積んでいる先生方から発信されたホットな情報をお届けしたいと思います。医部会報についてご意見、ご要望等ございましたら、是非編集委員会までお寄せください。(I)

編集委員会委員

石川 浩二 (三菱重工)、○彌 富 美奈子 (SUMCO)

◎谷 山 佳津子 (朝日新聞)、原 俊之 (北海道労働保健管理協会)

◎: 編集委員長、○: 第66号編集担当 (五十音順)